

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第32号

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成15年岩手県規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第12条関係）				別表第2（第12条関係）			
行政処分基準				行政処分基準			
違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数	違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反				1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反			
[略]			[略]	[略]			[略]
改善命令違反	[略]			改善命令違反	[略]		
				事業を廃止した者等に対する措置命令違反	第19条の10第1項	事業を廃止した者等が一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準に適合しない保管を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
					第19条の10第2項	事業を廃止した者等が産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない保管を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
処理施設の無許可譲受け等	[略]			処理施設の無許可譲受け等	[略]		
[略]			[略]	[略]			[略]
廃棄物の輸出確認違反予備	[略]			廃棄物の輸出確認違反予備	[略]		
			[略]	産業廃棄物管理票（以下「管理票」）	第12条の3第1項 第15条の4の7第	管理票を交付せず、又は法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして交付した場合	[略]

という。	2項	
) 未交付 等	第12条の 3第3項 前段	運搬受託者が管理票交付者に管理票の写しを送付せず、又は法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した場合
	第12条の 3第3項 後段	運搬受託者が処分委託者に管理票を回付しなかった場合
	第12条の 3第4項	処分受託者が管理票の写しを管理票交付者に送付せず、若しくは法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した場合
	第12条の 3第5項	
	第12条の 5第5項	
管理票保 存義務違 反	第12条の 3第2項	管理票交付者がその交付した管理票の写しを保存しなかった場合
	第12条の 3第6項	管理票交付者が送付された管理票の写しを保存しなかった場合
	第12条の 3第9項	運搬受託者が管理票又はその写しを保存しなかった場合
	第12条の 3第10項	処分受託者が管理票を保存しなかった場合
管理票の 虚偽記載 等	第12条の 4第1項	産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者が受託していないものについて、虚偽の記載をして管理票を交付した場合
受取禁止 違反	第12条の 4第2項	管理票の交付を受けないで産業廃棄物の引渡しを受けた場合
虚偽管理	第12条の	運搬受託者又は処分受託

土地形質 変更の計 画変更命 令・措置 命令違反	[略]	[略]	票写し送 付・虚偽 報告	4第3項	者が受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないものについて管理票交付者に管理票の写しを送付し、又は情報処理センターに報告をした場合			
				第12条の 4第4項	処分受託者が受託した産業廃棄物の処分に係る中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の管理票の写しの送付又は通知を受けていないものについて管理票交付者に管理票の写しを送付し、又は情報処理センターに報告をした場合			
			虚偽登録 等	第12条の 5第1項	第12条の 5第2項	第12条の 5第3項	第15条の 4の7第 2項	電子情報処理組織使用事業者が情報処理センターに虚偽の登録をした場合
								運搬受託者又は処分受託者が情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告をした場合
								処分受託者が情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告をした場合
								国外廃棄物を輸入した者が情報処理センターに虚偽の登録をした場合
			管理票に 係る勧告 に係る措 置命令違 反	第12条の 6第3項	管理票に係る勧告に係る措置命令に違反した場合			
					土地形質 変更の計 画変更命 令・措置 命令違反	[略]	[略]	[略]
			土地形質 変更の計 画変更命 令・措置 命令違反	[略]	[略]	第19条の 11第1項	[略]	[略]
						第19条の 10第1項	[略]	[略]

産業廃棄物管理票 (以下「管理票」という。) の虚偽記載等	第12条の4第1項	産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者が受託していないものについて、虚偽の記載をして管理票を交付した場合	
管理票に係る勧告の措置命令違反	第12条の6第3項	管理票に係る勧告を受けた事業者等がその勧告を受けた旨を公表された後、なお正当な理由なくその勧告に係る措置をとらずに出された措置命令に違反した場合	
[略]			
[略]			[略]
定期検査受検義務違反	[略]		
事業場外保管事前届出義務違反	[略]		[略]
管理票未交付等	第12条の3第1項 第15条の4の7第2項	管理票を交付せず、又は法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして交付した場合	

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る変更命令等違反	第9条の3の3第3項 第9条の3の3第3項	市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設の設置に係る届出(変更の届出を含む。)に対する変更命令等に違反した場合 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設に対する改善命令等に違反した場合	
[略]			
[略]			[略]
定期検査受検義務違反	[略]		
非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る届出義務違反	第9条の3の3第1項 第9条の3の3第3項	市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	[略]
事業場外保管事前届出義務違反	[略]		

	第12条の 3第3項 前段	運搬受託者が管理票交付者に管理票の写しを送付せず、又は法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した場合				
	第12条の 3第3項 後段	運搬受託者が処分委託者に管理票を回付しなかった場合				
	第12条の 3第4項	処分受託者が管理票の写しを管理票交付者に送付せず、若しくは法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した場合				
	第12条の 3第5項					
	第12条の 5第5項					
受取禁止 違反	第12条の 4第2項	管理票の交付を受けないで産業廃棄物の引渡しを受けた場合				
虚偽管理 票写し送 付・虚偽 報告	第12条の 4第3項	運搬受託者又は処分受託者が受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないものについて管理票交付者に管理票の写しを送付し、又は情報処理センターに報告をした場合				
	第12条の 4第4項	処分受託者が受託した産業廃棄物の処分に係る中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の管理票の写しの送付又は通知を受けていないものについて管理票交付者に管理票の写しを送付し、又は情報処理センターに報告をした場合				
管理票保 存義務違 反	第12条の 3第2項	管理票交付者がその交付した管理票の写しを保存しなかった場合				
	第12条の	管理票交付者がその交付				

	3第6項	<u>した管理票の写しを保存しなかった場合</u>
	第12条の3第9項	<u>運搬受託者が管理票又はその写しを保存しなかった場合</u>
	第12条の3第10項	<u>処分受託者が管理票を保存しなかった場合</u>
土地形質 変更事前 届出義務 違反	[略]	
虚偽登録 等	第12条の5第1項	<u>電子情報処理組織使用事業者が情報処理センターに虚偽の登録をした場合</u>
	第12条の5第2項	<u>運搬受託者又は処分受託者が情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告をした場合</u>
	第12条の5第3項	<u>処分受託者が情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告をした場合</u>
	第15条の4の7第2項	<u>国外廃棄物を輸入した者が情報処理センターに虚偽の登録をした場合</u>
通知義務 違反	第14条第13項	[略]

土地形質 変更事前 届出義務 違反	[略]	
通知義務 違反	第14条第13項	[略]
	第14条の2第4項	<u>産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知せず、又は虚偽の通知をした場合</u>
	第14条の3の2第3項	<u>産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を取り消された者であって当該許可に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないも</u>

	第14条の4第13項	[略]
通知保存義務違反	第14条第14項	[略]

		のが通知せず、又は虚偽の通知をした場合
	第14条の4第13項	[略]
	第14条の5第4項	特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知せず、又は虚偽の通知をした場合
	第14条の6	特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を取り消された者であって当該許可に係る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知せず、又は虚偽の通知をした場合
通知保存義務違反	第14条第14項	[略]
	第14条の2第5項	産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知の写しを保存しなかった場合
	第14条の3の2第4項	産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を取り消された者であって当該許可に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知の写しを保存しなかった場合

	第14条の4第14項	[略]
帳簿備付け保存等義務違反	[略]	
[略]		
処理施設の維持管理事項記録等違反	第8条の4	一般廃棄物処理施設の維持管理に関し省令で定める事項を記録せず、若しくは備え置かず又は閲覧させない場合
	第15条の2の4	産業廃棄物処理施設の維持管理に関し省令で定める事項を記録せず、若しくは備え置かず又は閲覧させない場合
処理責任者等設置	[略]	

	第14条の4第14項	[略]
	第14条の5第5項	特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知の写しを保存しなかった場合
	第14条の6	特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を取り消された者であって当該許可に係る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知の写しを保存しなかった場合
帳簿備付け保存等義務違反	[略]	
[略]		
処理施設の維持管理事項記録等違反	第8条の4	一般廃棄物処理施設（無害化处理の用に供する施設を含む。）の維持管理に関し省令で定める事項を記録せず、若しくは備え置かず、又は閲覧させない場合
	第15条の2の4	産業廃棄物処理施設（無害化处理の用に供する施設を含む。）の維持管理に関し省令で定める事項を記録せず、若しくは備え置かず、又は閲覧させない場合
	第15条の4の4第3項	産業廃棄物処理施設（無害化处理の用に供する施設を含む。）の維持管理に関し省令で定める事項を記録せず、若しくは備え置かず、又は閲覧させない場合
処理責任者等設置	[略]	

義務違反		義務違反	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第19条第1項の違反行為に対する同項の規則で定める基準の適用については、なお従前の例による。